

○枚方市青少年問題協議会条例

昭和41年 8 月 6 日

条例第37号

改正 平成12年 9 月26日 条例第39号

平成16年 3 月15日 条例第 6 号

平成19年 3 月 9 日 条例第 1 号

平成26年 3 月11日 条例第 5 号

〔題名改正〕

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第 1 条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平12条例39・平26条例 5 ・一部改正)

(組織)

第 2 条 協議会の委員の数(会長である委員の数を含む。第 5 条第 2 項において同じ。)は、16 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 関係団体を代表する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、協議会の所掌事務に関し市長が適当と認める者

(平26条例 5 ・全改)

(委員の委嘱)

第 3 条 委員の委嘱期間は、2 年(委員を増員する場合その他特別の事情がある場合にあつては、2 年以内)とする。

2 補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残期間とする。

3 委員の再度の委嘱は、妨げない。

(平26条例 5 ・追加)

(会長及び副会長)

第 4 条 協議会に、副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。ただし、副会長については、会長が必要と認めるときは、その指名により定めることができる。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平12条例39・平16条例6・平19条例1・一部改正、平26条例5・旧第3条繰下・一部改正)

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあつては、市長）が招集する。

2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上出席しなければ開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平26条例5・旧第4条繰下・一部改正)

(会議の公開)

第6条 協議会の会議は、公開とする。

2 協議会の会議の議事については、会議録を作成しなければならない。

(平26条例5・追加)

(幹事)

第7条 協議会に、専門の事項の調査及び協議会の所掌事務について委員を補佐させるため必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 第2条第2項及び第3条の規定は、幹事について準用する。

3 幹事は、会長の求めに応じ、協議会の会議に出席し、意見の具申等を行うことができる。

(平12条例39・一部改正、平26条例5・旧第5条繰下・一部改正)

(関係者に対する協力要請)

第8条 協議会は、所掌事務に関し必要があると認めるときは、関係者に対し、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(平26条例5・追加)

(委員の守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(平26条例5・追加)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平12条例39・旧第7条繰上・一部改正、平26条例5・旧第6条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成12年9月26日条例第39号〕

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則〔平成16年3月15日条例第6号抄〕

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成16年規則第17号で、同16年4月1日から施行〕

附 則〔平成19年3月9日条例第1号抄〕

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則〔平成26年3月11日条例第5号〕

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）による改正前の地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号。以下「旧法」という。）第3条第2項の規定により会長に充てられている者は、改正後の第2条及び第4条の規定にかかわらず、平成27年8月31日又はその者の長としての任期の末日までのいずれか早い日までは、会長とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧法第3条第3項の規定により委員に任命されている者は、改正後の第2条第2項の規定により委員に委嘱されたものとみなす。この場合における当該委員の委嘱期間は、平成27年8月31日までとする。
- 4 この条例の施行の際現に改正前の第3条第1項の規定による副会長である者は、改正後の第4条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による副会長とみなす。